

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 松くい虫被害対策実施計画の変更

## 告 示

### 鳥取県告示第三百五十六号

松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 田 次

鳥取県松くい虫被害対策実施計画

### 1 松くい虫の被害対策の実施方針

#### (1) 趣旨

本県の松林は、民有林の林野面積 227,754 ヘクタールのうち52,650 ヘクタールを占め海岸地帯から山間地帯まで幅広く生育しており、森林資源上及び環境保全上重要な役割を果している。

海岸地帯では、鳥取砂丘をはじめ東西に連なる砂丘地に海岸砂地造林が実施され、そのほとんどが飛砂防護保安林、潮害防護保安林等に指定されており、後背農耕地を気象災害から保護し、農作物の栽培が可能となっている。

中山間地帯の松林は、花こう岩、安山岩地帯に生育し、土砂流出防護保安林、土砂崩壊防護保安林等が点在する。また、山間地帯には、水源かん養保安林等に指定されている高度公益機能松林が広範囲に分布している。

松くい虫が運ぶマツノザイセンチュウによる被害は、昭和47年度までは、年間の被害材積が50から100立方メートルで推移してきたが、昭和48年度から海岸地帯を中心に次表に示すとおり増加し、昭和58年度は61,160立方メートルの被害が発生し、その被害区域面積は24,350ヘクタールに及び、漸次山間部へ被害がまん延している。被害の程度についてみると海岸地帯の松林を中心に激害松林、中害松林が出現し、このままの状況で推移すれば今後ますます被害がまん延するおそれがある。

このような被害状況にかんがみ今後の被害対策は、被害の奥部への拡大を防止し、併せて高度公益機能松林を保護することを重点にして被害の実態等に応じた特別伐倒駆除、伐倒駆除、特別防除及び地上散

布の各種防除方法を合理的に組み合わせ実施するとともに、被害地の樹種転換、復旧治山の促進を図る等松くい虫対策を緊急かつ総合的に推進することとし、松くい虫被害対策特別措置法第3条の規定に基づき、農林水産大臣が定めた基本方針に即して、昭和57年度以降の5箇年間に於いて松林の被害をおおむね終息型の被害とするとともに、松林の有する機能を確保することを目標として、次のとおり松くい虫の被害対策の実施計画を定める。

区 分	年 度	47	48	49	50	51	52
被害材積(単位立方メートル)	95	520	608	1,196	2,100	5,841	
被害区域に含まれる市町村数	8	14	17	20	25	29	
年 度	53	54	55	56	57	58	
被害材積(単位立方メートル)	39,598	120,675	119,929	97,880	68,230	61,160	
被害区域に含まれる市町村数	38	38	37	37	37	38	

(2) 実施方針

ア 防除を行う松林について防除団地を設定し、基本方針に即し、被害防除団地からなる被害地域、中害防除団地からなる中害地域、激害防除団地からなる激害地域の3地域に区分するとともに、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を設定した。その内容は、附属図(松くい虫被害対策地域区分図)で表示したとおりであり、また、

被害拡大防止松林の所在は附表の表一1のとおりである。

イ 被害地域の区分に応じた被害対策の実施方針は、次のとおりである。

激害地域においては、海岸保安林等の高度公益機能松林については、被害の程度、地況等に応じ、特別伐倒駆除、伐倒駆除、特別防除等を実施し、森林の機能保持に努めるものとするが、激害松林は原則として樹種転換を促進するものとする。

中害地域においては、森林の機能保持の見込みのない激害松林について樹種転換を促進するものとする。被害拡大防止松林及び高度公益機能松林のうち中害松林は、特別伐倒駆除、特別防除を主体に実施し、激害松林は、伐倒駆除で防除するものとする。

激害地域については、原則として伐倒駆除により防除を徹底するが、一部の激害松林については、特別防除及び特別伐倒駆除を実施するものとする。

2 松林群に関する事項

特別防除を行うべき松林群は、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林を含む松林群であり、その位置は附属図(松くい虫被害対策地域区分図)及び附表の表一2のとおりである。

3 特定措置の計画的な実施に関する事項

(1) 特定措置の選択の基準

特定措置の実施に当たっては、松林の有する公益性、地域の意向等を勘案して、次表に示す特定措置の選択の基準を遵守して実施する。

特 定 措 置	基 準
特 別 伐 倒 駆 除	1 被害が1%以上の松林 2 海岸部の松林及び特別防除を行う松林群の周辺で松林群と一体をなす松林
伐 倒 駆 除	1 その他の特定措置を行わない松林 1 被害、中害地域の被害がおおむね1%以上の松林 2 海岸部、平坦地の松林で周囲の環境、松林の状況等により特別防除が実施できない松林
地 上 散 布	1 激害、中害地域で森林の機能保持の見込みのない激害松林及び被害拡大防止松林で感染源除去上樹種転換を必要とする松林
樹 種 転 換	

(2) 特定措置の市町村別計画

(単位：ha)

市 町 村	防除団地番号	松 林 の 機 能				特 定 措 置 計 画				
		高度公益機能松林	被害拡大防止松林	その他松林	計	特別伐倒駆除	伐倒駆除	特別防除	地上散布	樹種転換
岩 美 町	1	833	308	3	1,144	95	39	1,000	—	10
	54	111	17	—	128	—	128	—	—	—
	小 計	944	325	3	1,272	95	167	1,000	—	10
福 部 村	2	160	56	—	216	3	11	200	—	2
	3	16	74	—	90	—	90	—	—	—
	小 計	176	130	—	306	3	101	200	—	2
国 府 町	4	155	232	—	387	5	137	240	—	5
	55	235	94	—	329	—	329	—	—	—
	小 計	390	326	—	716	5	466	240	—	5
	5	812	698	254	1,764	70	524	1,142	—	28

鳥 取 市	6	106	225	—	331	—	331	—	—	—
	小計	918	923	254	2,095	70	855	1,142	—	28
気 高 町	7	93	337	177	607	45	30	500	12	20
	小計	93	337	177	607	45	30	500	12	20
	8	33	137	—	170	2	3	160	—	5
鹿 野 町	9	195	204	—	399	—	274	125	—	—
	小計	228	341	—	569	2	277	285	—	5
	10	90	288	70	448	19	10	412	—	7
青 谷 町	11	196	311	—	507	—	469	38	—	—
	小計	286	599	70	955	19	479	450	—	7
	12	153	323	—	476	55	305	116	—	—
郡 家 町	小計	153	323	—	476	55	305	116	—	—
	13	29	198	—	227	—	113	114	—	—
船 岡 町	小計	29	198	—	227	—	113	114	—	—
	14	98	95	—	193	20	173	—	—	—
八 束 町	小計	98	95	—	193	20	173	—	—	—
	15	33	25	—	58	12	46	—	—	—
	小計	33	25	—	58	12	46	—	—	—
若 桜 町	16	121	(19)	—	(19)	—	48	(19)	—	—
	小計	121	(19)	—	338	—	48	(19)	—	—
	17	171	(2)	—	(2)	183	40	(2)	—	—
河 原 町	小計	121	(19)	—	338	—	48	(19)	—	—
	17	171	(2)	—	(2)	183	40	(2)	—	—
	小計	171	(2)	—	278	183	40	(2)	—	—
用 瀬 町	18	2	6	—	8	—	8	—	—	—
	小計	171	(2)	—	(2)	183	40	(2)	—	—
佐 治 村	18	2	6	—	8	—	8	—	—	—

智 頭 町	小 計	2	6	—	8	—	8	—	—	—	—	—	—
	19	23	—	—	23	—	23	—	—	—	—	—	—
泊 村	小 計	26	—	—	26	8	—	—	—	18	—	—	—
	20	26	—	—	26	8	—	—	—	18	—	—	—
羽 合 町	小 計	48	—	—	48	—	8	—	—	—	—	—	40
	21	48	—	—	48	—	8	—	—	—	—	—	40
夷 郷 町	小 計	470	590	—	1,060	—	291	600	—	—	—	—	169
	22	470	590	—	1,060	—	291	600	—	—	—	—	169
三 朝 町	小 計	—	427	—	427	—	51	376	—	—	—	—	—
	23	—	427	—	427	—	51	376	—	—	—	—	—
北 条 町	小 計	50	—	139	189	4	—	179	—	6	—	—	—
	24	50	—	139	189	4	—	179	—	6	—	—	—
倉 吉 市	小 計	493	(5) 1,044	316	(5) 1,853	100	173	(5) 1,530	—	—	—	—	50
	25	493	(5) 1,044	316	(5) 1,853	100	173	(5) 1,530	—	—	—	—	50
関 金 町	小 計	—	200	—	200	—	200	—	—	—	—	—	—
	57	—	200	—	200	—	200	—	—	—	—	—	—
大 米 町	小 計	493	(5) 1,815	316	(5) 2,624	100	824	1,650	—	—	—	—	—
	26	493	(5) 1,815	316	(5) 2,624	100	824	1,650	—	—	—	—	—
大 米 町	小 計	77	3	—	80	—	12	68	—	—	—	—	—
	27	77	3	—	80	—	12	68	—	—	—	—	—
大 米 町	小 計	—	203	—	280	—	136	144	—	—	—	—	—
	28	—	203	—	280	—	136	144	—	—	—	—	—
大 米 町	小 計	59	—	—	59	10	10	35	—	4	—	—	—
	27	59	—	—	59	10	10	35	—	4	—	—	—
大 米 町	小 計	—	234	—	234	50	84	100	—	—	—	—	—
	28	—	234	—	234	50	84	100	—	—	—	—	—

東 伯 町	小 計	59	234	—	293	60	94	135	4	—
	29	64	(10) 486	77	(10) 627	40	67	(10) 400	—	120
赤 碓 町	小 計	31	10	106	(26) 489	17	36	(26) 400	—	16
	32	—	151	—	151	—	151	—	—	—
中 山 町	小 計	36	182	—	817	162	107	548	—	—
	35	175	86	—	261	—	77	184	—	—
名 和 町	小 計	37	29	—	185	13	8	164	—	—
	38	206	106	—	312	13	14	285	—	—
大 山 町	小 計	40	69	—	264	—	126	138	—	—
	39	(42) 224	22	—	(42) 246	—	5	(42) 241	—	—
岸 本 町	小 計	41	193	—	705	—	185	520	—	—
	60	98	—	—	98	—	98	—	—	—
澁 江 町	小 計	57	634	53	744	5	144	595	—	—
	61	—	119	—	119	—	119	—	—	—
小 計	57	634	53	744	5	144	595	—	—	

日吉津村	43	9	—	—	—	9	2	—	7	—	—	—
	小計	9	—	—	—	9	2	—	7	—	—	—
米子市	45	329	398	214	941	201	29	688	—	—	—	23
	小計	329	398	214	941	201	29	688	—	—	—	23
境港市	47	26	—	—	26	26	—	—	—	—	—	—
	小計	26	—	—	26	26	—	—	—	—	—	—
会見町	48	20	302	—	322	—	163	159	—	—	—	—
	49	—	281	—	281	—	—	281	—	—	—	—
小計	20	20	583	—	603	—	163	440	—	—	—	—
西伯町	50	90	490	—	580	—	134	446	—	—	—	—
	51	66	99	—	165	—	80	85	—	—	—	—
小計	156	156	589	—	745	—	214	531	—	—	—	—
溝口町	52	17	161	—	178	—	28	150	—	—	—	—
	62	(14)	(154)	—	(168)	—	30	(168)	—	—	—	—
小計	53	53	227	—	280	—	58	250	—	—	—	—
江府町	53	31	54	—	85	—	85	—	—	—	—	—
	小計	31	54	—	85	—	85	—	—	—	—	—
日野町	63	20	5	—	25	—	25	—	—	—	—	—
	小計	20	5	—	25	—	25	—	—	—	—	—
合計	(56)	(240)	1,409	(296)	1,165	6,915	(296)	40	495	7,763	12,929	13,486

( ) は、特別防除実施区域内に介する健全マツ林で内数

(3) 高度公益等松林群ごとの計画

松林群番号	市町村	防除団地番号	防除着手予定年度	防除終了予定年度	特別防除終了後の伐倒除根	松林の機能		被害の状況	備考			
						高度公益松林	被害拡大防止松林					
A-1	岩美町	1	57	59	伐倒除根	714	283	3	—	984	16	周辺にタバコ栽培地、エビ養殖池、養蜂業者2名
A-2	福部村	2	57	60	〃	146	54	—	—	113	87	周辺にタバコ、ラッキョウ栽培地、養蜂業者4名
A-3	鳥取市	5	57	59	〃	453	435	254	—	1,142	—	周辺に養魚池、養蜂業者7名
A-4	気高町	7	57	59	〃	57	266	177	—	422	78	周辺にタバコ栽培地、送電線、養蜂業者2名
A-5	鹿野町	8	57	59	〃	30	130	—	—	160	—	周辺にタバコ栽培地、牛舎、鶏舎、養蜂業者4名
A-6	青谷町	10	57	59	〃	67	275	70	—	412	—	周辺にタバコ栽培地、飲料水、養蜂業者4名
A-7	郡家町	12	57	59	〃	31	85	—	—	10	106	周辺に水源池2箇所、養蜂業者4名
A-8	東郷町	22	57	59	〃	78	522	—	15	580	5	
A-9	三朝町	23	57	59	〃	—	376	—	—	376	—	周辺に水源池1箇所、養蜂業者6名
A-10	北条町	24	57	60	〃	40	—	139	—	179	—	周辺に水源池3箇所、養蜂業者3名
A-11	倉吉市	25	57	59	〃	374	(5) 840	316	56	1,419	(5) 55	周辺に水源池5箇所、養蜂業者7名
A-12	関金町	26	57	59	〃	68	—	—	—	68	—	周辺に桑畑、養蜂業者2名
A-13	大栄町	27	57	60	〃	35	—	—	3	32	—	養蜂業者3名
A-14	〃	28	57	59	〃	—	100	—	—	100	—	



A-15	東伯町	29	57	59	"	—	(10) 323	77	6	337	(10) 57	周辺にスイカ栽培地 養蜂業者2名
A-16	赤碓町	31	57	60	"	7	(26) 287	106	—	369	(26) 31	養蜂業者1名
A-18	中山町	33	57	60	"	199	(24) 125	—	—	157	(24) 167	周辺に梨園 養蜂業者1名
A-20	名和町	36	57	60	"	452	96	—	8	468	72	周辺に梨園 養蜂業者17名
A-22	大山町	38	57	59	"	189	96	—	—	25	260	養蜂業者3名
A-24	"	40	57	59	"	69	69	—	—	—	138	周辺に桑畑 養蜂業者1名
A-25	岸本町	41	57	60	"	87	433	—	—	482	38	周辺にスイカ、タバコ栽培地 養蜂業者3名
A-26	淀江町	42	57	60	"	57	485	53	—	50	545	周辺に梨園 養蜂業者1名
A-27	日吉津村	43	57	60	"	7	—	—	—	7	—	周辺にタバコ栽培地、桑畑
A-29	米子市	45	57	60	"	86	388	214	—	583	105	周辺に桑畑、タバコ栽培地 養蜂業者7名
A-30	会見町	48	57	59	"	20	139	—	—	—	159	周辺に柿、タバコ、スイカ栽培地 養蜂業者3名
A-32	西伯町	50	57	59	"	57	389	—	—	47	399	養蜂業者3名
A-34	鹿野町	9	58	60	"	58	72	—	—	90	35	養蜂業者1名
A-35	青谷町	11	58	60	"	20	18	—	—	38	—	養蜂業者1名
A-36	河原町	16	58	60	"	104	(19) 186	—	—	114	(19) 176	養蜂業者7名
A-37	中山町	35	58	60	"	112	72	—	—	29	155	

A-39	溝口町	52	58	60	〃	16	134	—	11	74	65	周辺にスイカ畑 養蜂業者1名
A-41	三朝町	56	58	60	〃	—	145	—	—	145	—	
A-42	関金町	59	58	60	〃	—	76	—	—	76	—	
A-43	国府町	4	59	60	〃	64	176	—	70	170	—	周辺に果樹園、タバコ栽培地 養蜂業者8名
A-44	船岡町	13	59	60	〃	26	88	—	—	53	61	
A-45	用瀬町	17	59	60	〃	—	(2) 55	—	—	—	(2) 55	
A-46	倉吉市	58	59	60	〃	—	120	—	—	110	10	
A-21	名和町	37	59	60	〃	142	22	—	—	106	58	周辺に果樹園
A-31	会見町	49	59	60	〃	—	281	—	—	—	281	周辺に果樹園
A-47	大山町	39	59	60	〃	(42) 224	17	—	—	—	(42) 241	周辺に桑畑
A-33	西伯町	51	59	60	〃	—	85	—	—	—	85	
A-48	溝口町	62	59	60	〃	(14) 53	(154) 137	—	—	35	(168) 215	周辺にスイカ栽培地
計						(56) 4,137	(240) 7,940	1,409	169	9,562	(296) 3,755	

( ) は、特別防除実施区域内に介在する健全マツ林で内数

(4) 特別伐倒駆除の実施に当たつて留意すべき事項

ア 焼却に当たつて留意すべき事項

(1) 地域住民に特別伐倒駆除の実施を周知させるとともに、関係機関と連絡協議すること。

(2) 火災の原因とならないよう周囲に配慮して安全な場所で行うこと。

(3) 道路並びに民家近くで実施するときは、風向等を考慮して実施すること。

(4) 焼却後については灰等の残存物の処理に留意すること。

(5) 作業員の安全を図るため、難燃性の衣類を着用させる等安全対策に配慮すること。

イ 被害木の搬出、破砕に当たつて留意すべき事項

(1) 地域のチップ等の加工流通の状況を勘案しつつ、林道沿線等被害木の搬出が容易に行える所で実施すること。

(2) 枝条等木材チップパーによる破砕困難なものは、焼却すること。

(5) 特別防除の実施に当たつて留意すべき事項

特別防除を行う周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項並びに特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な事項

ア 人家、学校、観光施設等の周辺は、原則として除外地域とし、当該施設に面した地域は風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

イ 道路等の交通機関

早朝に散布して交通に支障を来たさないように努めるが、必要に

応じ関係機関の協力を得て、一時交通規制を行う。

ウ 施設等利用者の集合する場所

早朝散布して利用者に支障を来たさないよう努めるが、必要に応じ当該施設の管理者の協力を得て、規制を行う。

エ 水源地浄水場等

周辺は、原則として除外区域とするが、区域内にあるもの等はピニールにより完全被覆する。

オ 魚介類の余殖場等

周辺は、除外区域とする。

カ 養ほうに悪影響を及ぼすおそれのある箇所

防除の影響のない区域に移動させるか、移動できないものは薬剤散布中みづばちが果箱から外に出ないように措置する。

キ 果樹園、桑園、茶園等の農地

周辺は原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにし、収穫期に達している農作物、桑等は散布前に収穫する。

ク 畜舎等

周辺は原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して、飛散しないようにする。

ケ 車両散布区域及びその周辺にある車両については、飛散のおそれのない区域に移動する等薬剤の影響を受けないよう適切な措置を講ずる。

4 地区実施計画の指針となるべき事項

(1) 松くい虫被害対策特別措置法第4条第2項第4号の基準

ア 高度公益機能松林からおおむね2キロメートルの距離内に存する松林

- イ 1.0ヘクタール以上の広がりをもつてまとまって存在する松林
- (2) 地区実施計画は、鳥取県松くい虫被害対策実施計画の1～3に定める事項と調和しなければならない。

(なお、昭和59年4月現在、地区実施計画の対象となる松林群は存しない。)

##### 5 その他

特定措置以外の被害対策が有効に機能するように、地区協議会等で被害対策の普及啓蒙を図るほか、予算の範囲内で、下記対策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 森林所有者等が自分の財産は自分で守るとの意識で地域の被害対策に取り組むよう啓発するとともに、自家燃料への利用等新たな活用方を推進する。
- (2) 山土場及び貯木場に集積された被害材については、薬剤による防除を実施するほか、製材後の残材等は焼却するよう啓発する。
- (3) 松くい虫被害により山地災害防止機能の低下している森林について、機能の早期回復を図るため、治山治水緊急対策措置法(昭和85年法律第21号)に基づき第6次治山事業5箇年計画に登録された箇所について緊急に治山事業を実施する。(附表の表一3のとおり。)
- (4) 森林所有者等が被害木の伐採搬出等被害森林の整備を行うために必要な資金及び、搬出用機械器具の導入に要する資金の融資を申し込んだ時は、林業改善資金の貸付けを優先する。
- (5) 地域森林計画に登録された林道であつて、利用区域内の被害森林を

緊急に整備するため必要がある路線にあつては、補助林道として優先的に採択する。

附表

表一 被害拡大防止松林の位置等

市町村	防除団地番号	面積	松 林 の 所 在
岩美町	1	308 <sup>ha</sup>	5林班(C小班に限る。)、11林班(G小班に限る。)、19林班(A小班、B小班に限る。)、20林班内の松林(ただし、A小班、C小班を除く。)、21林班内の松林(ただし、D小班、F小班を除く。)、22林班(A小班、C小班に限る。)、23林班(F小班に限る。)、24林班(C小班に限る。)、25林班内の松林(ただし、E小班、F小班を除く。)、26林班(A小班に限る。)、43林班(A小班に限る。)、44林班(A小班~C小班に限る。)、48林班(C小班~F小班に限る。)、49林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、50林班(C小班、D小班に限る。)、59林班(D小班、E小班に限る。)、60林班内の松林(ただし、C小班、H小班、J小班を除く。)、62林班(D小班に限る。)、81林班(D小班、E小班に限る。)、82林班内の松林(ただし、C小班を除く。)、85林班(C小班に限る。)、87林班(I小班に限る。)、90林班(E小班に限る。)、91林班(A小班、C小班~E小班に限る。)、99林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、100林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、101林班(A小班、B小班に限る。)、103林班(D小班、E小班に限る。)、104林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、101林班を除く。)、106林班内の松林(ただし、C小班を除く。)、107林班内の松林(ただし、B小班、D小班~F小班を除く。)、108林班内の松林(ただし、A小班、G小班を除く。)、109林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、110林班(D小班に限る。)、111林班(D小班、E小班に限る。)、112林班(A小班に限る。)、113林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、114林班内の松林(ただし、A小班、E小班を除く。)、115林班内の松林(ただし、D小班、E小班を除く。)、116林班内の松林(ただし、F小班、H小班を除く。)、117林班内の松林(ただし、A小班、E小班を除く。)、118林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、119林班内の松林、120林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、121林班内の松林(ただし、E小班を除く。)、122林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、123林班内の松林(ただし、A小班、D小班、F小班、G小班を除く。)、124林班内の松林、125林班内の松林(ただし、F小班~H小班を除く。)、126林班内の松林(ただし、E小班を除く。)、127林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、128林班内の松林、129林班内の松林、130林班内の松林(ただし、A小班、B小班、D小班を除く。)、131林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、137林班(B小班、C小班、F小班に限る。)、138林班(B小班、E小班、F小班に限る。)、139林班(D小班、E小班、J小班に限る。)、140林班内の松林、141林班(A小班、B小班、D小班、E小班、G小班、J小班に限る。)、142林班内の松林(ただし、C小班、F小班、G小班を除く。)、143林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、159林班内の松林、160林班内の松林(ただし、D小班、G小班を除く。)
	54	17	省 略
福部村	2	56	省 略

	3	74	省 略
国府町	4	232	省 略
	55	94	省 略
鳥取市	5	698	4林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、5林班(A小班~C小班、G小班、H小班に限る。)、6林班内の松林(ただし、E小班、F小班、H小班を除く。)、7林班(A小班~D小班に限る。)、8林班(E小班~L小班に限る。)、9林班(A小班、B小班、E小班、F小班に限る。)、15林班(A小班、D小班に限る。)、18林班(C小班に限る。)、19林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、23林班(C小班に限る。)、24林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、25林班内の松林、26林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、27林班(B小班、D小班、E小班に限る。)、28林班(C小班に限る。)、30林班(A小班、B小班に限る。)、31林班(A小班、C小班に限る。)、32林班(A小班、H小班~H小班に限る。)、33林班内の松林、34林班(A小班、B小班、F小班、G小班に限る。)、35林班内の松林、36林班内の松林、37林班内の松林、38林班内の松林、39林班内の松林(ただし、B小班、G小班を除く。)、40林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、41林班内の松林(ただし、F小班、G小班を除く。)、42林班内の松林、44林班(C小班、D小班、F小班、H小班に限る。)、45林班(C小班、E小班、F小班に限る。)、80林班(A小班、B小班に限る。)、81林班(C小班~E小班に限る。)、82林班内の松林、83林班内の松林、84林班内の松林(ただし、I小班を除く。)、86林班(A小班~C小班に限る。)、87林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、89林班(F小班に限る。)、96林班(B小班、D小班~F小班に限る。)、116林班(A小班、D小班、H小班、K小班、M小班、N小班に限る。)、117林班内の松林(ただし、G小班K小班を除く。)、118林班内の松林(ただし、G小班を除く。)、165林班(A小班~C小班、E小班、F小班、I小班に限る。)、166林班(A小班に限る。)、167林班(B小班、D小班、M小班~F小班に限る。)、168林班(D小班~F小班、H小班、I小班に限る。)、169林班(B小班、C小班に限る。)、170林班(D小班、F小班、H小班~K小班に限る。)、171林班(E小班~H小班、J小班、M小班に限る。)、182林班(A小班、B小班に限る。)、183林班内の松林(ただし、C小班を除く。)、184林班(A小班、B小班に限る。)、187林班(E小班~I小班に限る。)、188林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、203林班(A小班、B小班E小班に限る。)
	6	225	省 略
気高町	7	337	1林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、2林班(D小班に限る。)、5林班内の松林(ただし、B小班、E小班、N小班を除く。)、6林班内の松林、7林班内の松林(ただし、C小班~E小班を除く。)、8林班(C小班に限る。)、9林班(D小班に限る。)、10林班内の松林(ただし、E小班、I小班を除く。)、11林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、12林班(B小班、H小班~L小班、N小班に限る。)、13林班内の松林、14林班内の松林、15林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、16林班内の松林(ただし、J小班を除く。)、17林班内の松林、19林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、20林班内の松林、21林班内の松林、22林班(A小班~D小班、I小班に限る。)、23林班内の松林(ただし、B小班、D小班を除く。)、24林班内の

			松林、25林班内の松林、26林班内の松林、27林班内の松林（ただし、E小班、F小班を除く。）28林班内の松林、29林班内の松林（ただし、E小班、F小班を除く。）
鹿野町	8	137	省 略
	9	204	省 略
青谷町	10	288	3林班内の松林、5林班内の松林（ただし、I小班、J小班を除く。）、6林班内の松林、38林班内の松林、39林班（A小班、B小班、I小班、J小班に限る。）、40林班（B小班、E小班、F小班、H小班に限る。）、41林班内の松林（ただし、G小班を除く。）、42林班内の松林（ただし、G小班を除く。）、43林班内の松林（ただし、A小班を除く。）、48林班内の松林（ただし、D小班、N小班を除く。）、87林班内の松林（ただし、E小班～G小班を除く。）、88林班（A小班、B小班に限る。）、92林班内の松林（ただし、D小班を除く。）、95林班内の松林、97林班内の松林、98林班内の松林
	11	311	省 略
郡家町	12	323	省 略
船岡町	13	198	省 略
八束町	14	95	省 略
若桜町	15	25	省 略
河原町	16	(19) 217	省 略
用瀬町	17	(2) 107	省 略
佐治村	18	6	省 略
東郷町	22	580	6林班（D小班、E小班に限る。）、10林班内の松林、11林班内の松林、12林班内の松林、13林班（A小班～F小班に限る。）、14林班（G小班、H小班に限る。）、15林班（D小班～G小班に限る。）、17林班（C小班～K小班に限る。）、18林班内の松林、19林班内の松林、20林班内の松林、21林班内の松林、22林班内の松林、23林班内の松林、24林班内の松林、25林班内の松林、26林

三朝町	23	427	省 略	班内の松林、27林班内の松林、28林班内の松林、29林班内の松林、30林班内の松林、31林班内の松林、43林班 (A小班、B小班に限る。)、45林班内の松林			
	56	719	省 略				
倉吉市	25	(5) 1,044	省 略	19林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、20林班内の松林、21林班内の松林 (ただし、I小班、J小班を除く。)、22林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、G小班を除く。)、23林班 (D小班~G小班に限る。)、30林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、31林班内の松林、32林班内の松林、33林班内の松林、34林班内の松林、35林班内の松林、36林班内の松林、37林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、39林班内の松林、40林班内の松林、41林班内の松林、42林班内の松林 (ただし、B小班、C小班を除く。)、45林班内の松林、46林班内の松林、47林班内の松林、48林班内の松林、52林班内の松林、53林班内の松林、54林班 (A小班、B小班に限る。)、68林班内の松林、69林班内の松林、70林班内の松林、71林班内の松林、72林班内の松林、74林班内の松林、76林班 (M小班、L小班、K小班に限る。)、77林班内の松林、78林班 (G小班、H小班に限る。)、89林班 (A小班、B小班に限る。)、97林班 (E小班、F小班に限る。)、98林班内の松林、99林班内の松林、100林班内の松林、101林班内の松林、102林班内の松林 (ただし、C小班を除く。)、103林班内の松林、104林班内の松林、105林班内の松林 (ただし、D小班、E小班を除く。)、107林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。)、108林班 (A小班、B小班に限る。)、75林班 (C小班に限る。)、76林班 (F小班~H小班に限る。)、110林班 (H小班、I小班に限る。)、114林班内の松林、115林班 (A小班~E小班に限る。)、117林班 (A小班~C小班に限る。)、118林班内の松林、124林班内の松林、134林班内の松林、135林班内の松林、136林班内の松林、137林班内の松林、142林班 (A小班に限る。)、143林班 (D小班に限る。)			
					57	200	省 略
					58	571	省 略
興金町	26	3	省 略	班内の松林、27林班内の松林、28林班内の松林、29林班内の松林、30林班内の松林、31林班内の松林、43林班 (A小班、B小班に限る。)、45林班内の松林			
	59	200	省 略				
大栄町	28	234	16林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、E小班~G小班を除く。)、17林班内の松林、18林班内の松林 (ただし、G小班を除く。)、19林班内の松林 (ただし、A小班、C小班を除く。)、20林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、21林班内の松林、22林班内の松林 (ただし、H小班を除く。)				



東伯町	29	(10) 486	8 林班内の松林 (ただし、F 小班を除く。)、9 林班内の松林、10 林班内の松林、12 林班内の松林、34 林班内の松林、35 林班内の松林、36 林班内の松林、37 林班内の松林、38 林班 (A 小班に限る。)、40 林班 (C 小班～E 小班に限る。)、42 林班内の松林、43 林班内の松林、44 林班 (A 小班～C 小班、E 小班、F 小班に限る。)、56 林班内の松林、62 林班内の松林 (ただし、A 小班を除く。)、63 林班内の松林、64 林班 (I 小班～N 小班に限る。)、65 林班 (A 小班～I 小班に限る。)、66 林班 (F 小班、G 小班に限る。)、67 林班内の松林、68 林班内の松林、70 林班 (S 小班に限る。)、71 林班内の松林、72 林班内 (A 小班に限る。)、73 林班内の松林、74 林班内の松林 (ただし、A 小班を除く。)、75 林班内の松林 (ただし、J 小班、K 小班を除く。)、76 林班 (F 小班、G 小班に限る。)
	30	152	省 略
赤碓町	31	(26) 853	4 林班 (A 小班、C 小班、D 小班、H 小班、L 小班、M 小班に限る。)、5 林班内の松林、6 林班内の松林、7 林班内の松林、8 林班 (A 小班～C 小班に限る。)、9 林班内の松林、22 林班内の松林、35 林班内の松林、36 林班内の松林 (ただし、G 小班～K 小班を除く。)、37 林班 (A 小班に限る。)、38 林班内の松林 (ただし、A 小班を除く。)、39 林班内の松林、40 林班内の松林、43 林班 (A 小班に限る。)、44 林班 (A 小班に限る。)、46 林班 (B 小班、C 小班に限る。)、47 林班内の松林、48 林班 (A 小班～C 小班に限る。)、49 林班内の松林、50 林班内の松林 (ただし、D 小班を除く。)、51 林班内の松林、52 林班 (C 小班～E 小班、I 小班、J 小班に限る。)、53 林班内の松林、55 林班内の松林 (ただし、A 小班、B 小班、E 小班を除く。)、56 林班内の松林、57 林班内の松林、60 林班内の松林、61 林班内の松林 (ただし、A 小班、B 小班を除く。)、64 林班内の松林
	32	151	省 略
中山町	33	(24) 190	省 略
	35	86	省 略
名和町	36	182	2 林班 (A 小班に限る。)、4 林班 (E 小班～H 小班、M 小班～O 小班に限る。)、6 林班 (F 小班、G 小班に限る。)、7 林班 (I 小班～K 小班に限る。)、10 林班 (E 小班、G 小班に限る。)、13 林班 (A 小班～D 小班に限る。)、24 林班内の松林、23 林班 (A 小班に限る。)、26 林班 (A 小班、B 小班に限る。)、28 林班内の松林 (ただし、D 小班、E 小班に限る。)、16 林班内の松林、30 林班内の松林
	37	29	省 略
大山町	38	106	36 林班 (A 小班、B 小班に限る。)、53 林班内の松林 (ただし、G 小班～I 小班に限る。)、56 林班 (C 小班に限る。)、57 林

			班内の松林 (ただし、B小班を除く。)、58林班内の松林
	39	22	省 略
	40	69	省 略
岸本町	41	512	省 略
淀江町	42	515	1林班 (A小班、B小班、E小班～I小班に限る。)、2林班内の松林 (ただし、M小班～O小班を除く。)、3林班内の松林、4林班 (A小班に限る。)、5林班内の松林、12林班内の松林、13林班内の松林、14林班内の松林、15林班内の松林 (ただし、I小班～L小班を除く。)、16林班内の松林、17林班内の松林、18林班 (B小班～D小班に限る。)、19林班 (B小班～F小班に限る。)
	61	119	省 略
米子市	45	398	4林班内の松林 (ただし、A小班、D小班、E小班を除く。)、5林班内の松林、6林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)、7林班内の松林 (ただし、F小班を除く。)、8林班内の松林、9林班内の松林 (ただし、B小班を除く。)、10林班内の松林、11林班内の松林、12林班内の松林、13林班内の松林、14林班内の松林、15林班内の松林、19林班内の松林、20林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)
会見町	48	302	1林班内の松林、2林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)、3林班内の松林、4林班内の松林、5林班 (A小班～C小班に限る。)、7林班 (A小班～D小班、G小班～I小班に限る。)、8林班内の松林、9林班内の松林、10林班内の松林、11林班内の松林、34林班内の松林、35林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、36林班内の松林 (ただし、B小班、D小班、I小班を除く。)、37林班 (C小班、E小班～J小班に限る。)
	49	281	省 略
西伯町	50	490	省 略
	51	99	省 略
溝口町	52	161	省 略

	62	(154) 227	省 略
江府町	53	54	省 略
日野町	63	5	省 略

( ) は、特別防除実施区域内に介する健全マツ林で内数

表一 2 高度公益等松林群の位置等

松林群 番号	松林群 の名称	所 在 地		松林群 の面積	当 該 松 林 群 に 含 ま れ る 松 林 の 所 在
		郡市名	町村名		
A-1	岩美の松	岩美郡	岩美町	1,000	1 林班 (H小班、I小班に限る。)、2 林班 (A小班~C小班、G小班、I小班に限る)、10 林班 (I小班に限る。)、11 林班内の松林 (ただし、K小班を除く。)、15 林班内の松林、16 林班内の松林 (ただし、E小班~G小班を除く。)、17 林班内の松林、19 林班 (D小班~F小班に限る。)、20 林班 (A小班、B小班に限る。)、21 林班 (C小班、E小班に限る。)、22 林班 (A小班、D小班に限る。)、23 林班 (A小班、C小班、D小班に限る。)、24 林班 (B小班、C小班に限る。)、25 林班内の松林 (ただし、B小班を除く。)、26 林班内の松林 (ただし、B小班、D小班を除く。)、27 林班 (A小班、B小班に限る。)、48 林班 (C小班を除く。)、81 林班 (A小班B小班、D小班に限る。)、82 林班内の松林 (ただし、B小班を除く。)、83 林班 (C小班に限る。)、84 林班 (A小班~I小班~C小班、G小班に限る。)、85 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)、87 林班内の松林、88 林班内の松林、89 林班 (A小班に限る。)、91 林班 (A小班に限る。)、92 林班内の松林 (ただし、C小班を除く。)、93 林班 (H小班に限る。)、94 林班内の松林 (ただし、I小班を除く。)、95 林班 (A小班、D小班、E小班、G小班~I小班に限る。)、96 林班 (B小班、C小班に限る。)、97 林班内の松林98 林班 (D小班~H小班に限る。)、102 林班内の松林 (ただし、E小班、F小班を除く。)、103 林班 (A小班に限る。)、109 林班 (A小班、C小班に限る。)、110 林班 (A小班、D小班、E小班、G小班に限る。)、111 林班 (A小班~C小班に限る。)、115 林班内の松林 (ただし、D小班、E小班、G小班を除く。)、116 林班 (A小班~E小班に限る。)、120 林班 (E小班に限る。)、125 林班 (A小班~F小班に限る。)、159 林班 (C小班~G小班に限る。)、160 林班内の松林 (ただし、G小班を除く。)
A-2	鳥取砂丘岩美郡福都村の松			200	1 林班内の松林、2 林班内の松林、3 林班 (B小班、C小班に限る。)、4 林班 (B小班~D小班に限る。)、5 林班 (D小班~G小班に限る。)、38 林班 (D小班、G小班、H小班に限る。)、39 林班 (D小班、E小班に限る。)

				40林班 (E小班に限る。)
A-3	鳥取の松 鳥取市		1,142	1林班 (C小班に限る。)、2林班 (A小班~D小班に限る。)、4林班内の松林 (ただし、A小班~C小班を除く。)、5林班 (A小班、B小班に限る。)、7林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。)、8林班内の松林 (ただし、D小班~F小班を除く。)、9林班 (A小班、B小班に限る。)、25林班 (E小班~H小班に限る。)、37林班 (D小班~H小班に限る。)、37林班 (D小班~H小班に限る。)、41林班内の松林、42林班内の松林、44林班 (B小班~D小班、F小班、G小班、I小班、M小班に限る。)、81林班 (C小班に限る。)、82林班内の松林、84林班 (G小班~I小班に限る。)、85林班内の松林、88林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)、89林班 (D小班~F小班、H小班~M小班に限る。)、90林班内の松林、91林班内の松林 (ただし、I小班を除く。)、92林班 (C小班、D小班に限る。)、94林班 (C小班~F小班に限る。)、95林班内の松林 (ただし、A小班、E小班、G小班を除く。)、96林班内の松林、97林班内の松林、98林班内の松林、99林班内の松林、114林班 (H小班に限る。)、116林班内の松林 (ただし、A小班~C小班を除く。)、165林班 (E小班~I小班に限る。)、166林班 (A小班に限る。)、168林班 (B小班~F小班、J小班に限る。)、169林班内の松林 (ただし、A小班、F小班を除く。)、170林班 (A小班~G小班に限る。)、171林班 (C小班~H小班に限る。)、101林班 (M小班~O小班に限る。)、188林班 (E小班に限る。)、205林班 (V小班に限る。)、207林班 (F小班に限る。)、208林班 (A小班に限る。)
A-4	気高の松 気高郡 気高町		500	1林班 (C小班~E小班に限る。)、2林班内の松林 (ただし、F小班を除く。)、4林班内の松林、5林班 (G小班~K小班、M小班、N小班に限る。)、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班内の松林 (ただし、G小班を除く。)、9林班 (B小班~D小班に限る。)、10林班内の松林、11林班 (A小班~C小班に限る。)、12林班内の松林、13林班内の松林、14林班 (A小班~E小班に限る。)、15林班 (D小班、E小班、G小班~I小班に限る。)、20林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、21林班内の松林、22林班 (B小班~D小班に限る。)、23林班 (G小班に限る。)、24林班 (A小班、B小班、F小班~H小班に限る。)、25林班 (A小班に限る。)、26林班 (D小班に限る。)
A-5	鹿野の松 気高郡 鹿野町		160	38林班内の松林、39林班内の松林、40林班内の松林、41林班内の松林
A-6	青谷の松 気高郡 青谷町			2林班 (E小班~G小班に限る。)、3林班内の松林、5林班 (F小班、H小班~J小班に限る。)、6林班内の松林、38林班内の松林、39林班内の松林 (ただし、G小班、H小班、J小班を除く。)、40林班内の松林 (ただし、H小班を除く。)、41林班内の松林、42林班内の松林 (ただし、D小班、G小班を除く。)、43林班 (A小班~E小班に限る。)、48林班 (B小班~L小班に限る。)、59林班 (A小班に限る。)、87林班内の松林、88林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。)、89林班内の松林、91林班内の松林、92林班内の松林、94林班内の松林 (ただし、C小班を除く。)

A-7	郡家の松ノ八頭郡郡家町	116	1林班内の松林、4林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、5林班(A小班~G小班に限る。)、8林班内の松林、12林班(A小班、E小班、F小班に限る。)、13林班(B小班~D小班に限る。)、14林班(A小班、B小班に限る。)
A-8	東郷の松ノ東伯郡東郷町	600	6林班(F小班に限る。)、7林班(H小班に限る。)、10林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、11林班(G小班、H小班に限る。)、12林班内の松林(ただし、C小班、G小班を除く。)、17林班(F小班~K小班に限る。)、18林班内の松林(ただし、E小班を除く。)、19林班内の松林(ただし、E小班、F小班を除く。)、21林班(F小班~H小班に限る。)、22林班(A小班~F小班に限る。)、23林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、24林班内の松林(ただし、A小班、I小班を除く。)、25林班(A小班に限る。)、26林班内の松林、27林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、28林班(A小班~E小班に限る。)、29林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、30林班(A小班、B小班、F小班に限る。)、40林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、41林班内の松林(ただし、E小班、G小班、J小班を除く。)、43林班(E小班、F小班に限る。)、44林班内の松林(ただし、D小班、J小班を除く。)、46林班(D小班~I小班に限る。)、47林班内の松林
A-9	三朝の松ノ東伯郡三朝町	376	1林班(J小班~L小班に限る。)、2林班(C小班に限る。)、4林班内の松林、5林班(A小班、B小班に限る。)、6林班(B小班、C小班に限る。)、7林班(B小班、C小班、F小班、G小班、I小班、J小班に限る。)、11林班(D小班、H小班~J小班に限る。)、12林班内の松林、13林班(D小班~F小班に限る。)、14林班(A小班、B小班、E小班に限る。)、15林班(A小班、F小班に限る。)、16林班(A小班に限る。)、121林班内の松林、122林班内の松林、123林班(A小班、B小班に限る。)
A-10	北条の松ノ東伯郡北条町	179	1林班(B小班、G小班、H小班、K小班に限る。)、2林班(B小班、C小班、J小班に限る。)、3林班(B小班、D小班に限る。)、4林班(B小班~G小班、I小班~K小班、M小班に限る。)、5林班(E小班、F小班に限る。)、6林班(C小班、D小班に限る。)、7林班内の松林、8林班内の松林、11林班(F小班、G小班に限る。)、12林班(E小班~G小班に限る。)、13林班内の松林(ただし、B小班を除く。)
A-11	倉吉の松ノ倉吉市	(5) 1,530	1林班(C小班、D小班に限る。)、2林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、3林班内の松林(ただし、C小班を除く。)、9林班(C小班、D小班に限る。)、10林班内の松林、11林班内の松林、12林班内の松林、13林班(A小班に限る。)、14林班(C小班に限る。)、15林班(A小班、B小班に限る。)、16林班(A小班~C小班、I小班に限る。)、17林班内の松林(ただし、K小班を除く。)、18林班(D小班に限る。)、19林班内の松林(ただし、A小班、F小班を除く。)、21林班内の松林、22林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、23林班(C小班に限る。)、24林班(D小班~F小班、H小班に限る。)、25林班(E小班、F小班に限る。)、26林班(C小班、D小班に限る。)、27林班(E小班~G小班に限る。)、28林班(A小班~C小班に限る。)、29林班(G小班、H小班に限る。)、30林班内の松林、31林班内の松林(ただし、H小班、I小班~K小班を除く。)、36林班(D小班に限る。)

A-12	関金の松 東伯郡 関金町	68	1 林班内の松林、2 林班内の松林、32林班 (N小班、O小班~Q小班に限る。)
A-13	大栄北の松 東伯郡 大栄町	35	1 林班 (K小班に限る。)、2 林班 (A小班に限る。)、24林班 (O小班、P小班に限る。)、26林班 (A小班に限る。)、27林班 (M小班に限る。)
A-14	大栄南の松 東伯郡 大栄町	100	17林班 (C小班、E小班、F小班、H小班~J小班に限る。)、18 林班内の松林 (ただし、F小班、G小班を除く。)、19林班 (D小班に限る。)、20林班 (C小班、D小班に限る。)、21林班 (A小班に限る。)、22林班内の松林 (ただし、A小班、H小班を除く。)
A-15	東伯の松 東伯郡 東伯町	(10) 400	7 林班 (A小班~E小班に限る。)、10林班 (A小班、B小班に限る。)、11林班 (B小班~E小班に限る。)、12林班 (E小班~H小班に限る。)、35林班 (F小班~J小班に限る。)、36林班 (E小班~K小班に限る。)、37 林班内の松林 (ただし、A小班、E小班を除く。)、38林班 (A小班に限る。)、42林班内の松林、43林班内の松林 (ただし、C小班、F小班を除く。)、44林班 (A小班~C小班に限る。)、64林班 (I小班~M小班に限る。)、65林班 (A小班~D小班、K小班に限る。)、67林班内の松林 (ただし、D小班に限る。)、68林班内の松林、69 林班内の松林 (ただし、G小班を除く。)、70林班 (A小班~C小班に限る。)、71林班 (C小班~F小班、I小班に限る。)、73林班内の松林 (ただし、I小班~N小班を除く。)、74林班 (C小班~H小班、N小班に限る。)

<p>A-16 赤碕北の松</p>	<p>東伯郡 赤碕町</p>	<p>(26) 400</p>	<p>4 林班 (E小班~G小班に限る。)、5 林班内の松林、6 林班内の松林、7 林班 (B小班、C小班に限る。)、9 林班内の松林、36 林班内の松林、38 林班内の松林 (ただし、F小班を除く。)、39 林班内の松林、40 林班 (A小班、B小班を除く。)、48 林班 (H小班に限る。)、49 林班 (A小班に限る。)、50 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)、51 林班 (C小班、D小班に限る。)、52 林班内の松林 (ただし、C小班、F小班を除く。)、53 林班内の松林、55 林班 (B小班~G小班、I小班~K小班に限る。)、56 林班内の松林 (ただし、G小班を除く。)、57 林班内の松林、60 林班 (A小班、E小班、F小班に限る。)、61 林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、H小班を除く。)、62 林班 (D小班~F小班、J小班、K小班に限る。)、63 林班 (B小班~F小班、H小班に限る。)、64 林班 (A小班に限る。)</p>
<p>A-18 中山の松</p>	<p>西伯郡 中山町</p>	<p>(24) 324</p>	<p>1 林班内の松林 (ただし、H小班、I小班を除く。)、2 林班内の松林 (ただし、A小班~C小班、F小班を除く。)、~ 林班内の松林 (ただし、F小班、I小班~K小班を除く。)、4 林班内の松林 (ただし、H小班を除く。)、5 林班 (A小班に限る。)、9 林班 (D小班に限る。)、19 林班内の松林 (ただし、A小班、E小班、G小班、K小班を除く。)、20 林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)、21 林班 (A小班、B小班に限る。)、22 林班 (I小班に限る。)、24 林班内の松林 (ただし、B小班、C小班を除く。)、25 林班内の松林 (ただし、H小班を除く。)、28 林班内の松林、31 林班内の松林</p>
<p>A-20 名和の松</p>	<p>西伯郡 名和町</p>	<p>548</p>	<p>1 林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)、2 林班内の松林 (ただし、E小班~J小班を除く。)、3 林班内の松林 (ただし、A小班、G小班を除く。)、4 林班内の松林 (ただし、C小班~H小班を除く。)、6 林班 (B小班~E小班に限る。)、7 林班内の松林 (ただし、B小班、C小班、H小班~K小班を除く。)、8 林班内の松林 (ただし、G小班を除く。)、10 林班 (A小班、B小班、D小班、F小班に限る。)、11 林班内の松林 (ただし、I小班を除く。)、12 林班 (A小班に限る。)、13 林班 (E小班~G小班に限る。)、14 林班 (A小班~C小班、F小班、G小班に限る。)、16 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、22 林班 (B小班、C小班に限る。)、23 林班 (A小班~C小班に限る。)、24 林班 (C小班、D小班に限る。)、26 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、27 林班内の松林 (ただし、D小班、F小班を除く。)、28 林班 (B小班~D小班に限る。)、30 林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)</p>
<p>A-22 考靈山の松</p>	<p>西伯郡 大山町</p>	<p>285</p>	<p>34 林班内の松林、36 林班内の松林、53 林班内の松林 (ただし、G小班~I小班を除く。)、56 林班内の松林57 林班内の松林 (ただし、B小班、G小班を除く。)</p>
<p>A-24 赤松の松</p>	<p>西伯郡 大山町</p>	<p>138</p>	<p>48 林班 (B小班、D小班に限る。)、49 林班内の松林</p>
<p>A-25 岸本の松</p>	<p>西伯郡 岸本町</p>	<p>520</p>	<p>3 林班 (B小班~H小班に限る。)、12 林班 (A小班、D小班~F小班に限る。)、13 林班 (A小班~C小班、E</p>

			<p>小班、F小班、N小班、O小班に限る。)、14林班内の松林、15林班内の松林(ただし、N小班を除く。)、16林班(R小班、S小班に限る。)、22林班(B小班、E小班~S小班に限る。)、23林班内の松林(ただし、M小班、N小班を除く。)、24林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、26林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、27林班内の松林(ただし、E小班、O小班を除く。)、28林班内の松林、29林班内の松林、30林班内の松林(ただし、G小班~I小班を除く。)</p>
<p>A-26 淀江の松</p>	<p>西伯郡 淀江町</p>	<p>595</p>	<p>1林班内の松林(ただし、G小班を除く。)、2林班内の松林(ただし、M小班~O小班を除く。)、3林班内の松林、4林班内の松林、5林班内の松林、12林班内の松林、13林班内の松林、14林班内の松林、15林班内の松林(ただし、I小班~L小班を除く。)、16林班内の松林、17林班内の松林、18林班(B小班~D小班に限る。)、19林班(B小班~F小班に限る。)、21林班(D小班、F小班、I小班に限る。)、22林班(A小班~D小班、O小班に限る。)</p>
<p>A-27 日吉津の松</p>	<p>西伯郡 日吉津村</p>	<p>7</p>	<p>1林班(B小班、C小班に限る。)</p>
<p>A-29 新山の松</p>	<p>米子市</p>	<p>688</p>	<p>4林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、5林班内の松林、6林班内の松林(ただし、G小班を除く。)、7林班内の松林(ただし、F小班~H小班を除く。)、8林班内の松林、9林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、10林班内の松林、11林班内の松林、12林班内松林(ただし、F小班を除く。)、13林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、14林班内の松林、15林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、16林班内の松林(ただし、A小班~C小班、L小班を除く。)、17林班内の松林(ただし、A小班、E小班、I小班を除く。)、18林班(D小班、E小班に限る。)、19林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、20林班内の松林、21林班(A小班、D小班、E小班、H小班に限る。)、30林班(E小班に限る。)、31林班(F小班、G小班に限る。)、32林班(G小班、I小班~K小班に限る。)、33林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、34林班内の松林、35林班内の松林、36林班内の松林(ただし、A小班、C小班を除く。)、37林班(B小班、D小班に限る。)</p>
<p>A-30 会見の松</p>	<p>西伯郡 会見町</p>	<p>159</p>	<p>1林班(E小班に限る。)、2林班内の松林、3林班内の松林(ただし、A小班、L小班を除く。)、5林班(B小班~D小班に限る。)、7林班内の松林(ただし、J小班~L小班を除く。)、10林班内の松林(11林班(A小班~E小班に限る。)、14林班(D小班、E小班に限る。)、34林班(C小班、D小班に限る。)、35林班(F小班に限る。)、36林班(C小班、E小班~H小班に限る。)、37林班(C小班~F小班、H小班、I小班に限る。)</p>
<p>A-32 法勝寺の松</p>	<p>西伯郡 西伯町</p>	<p>446</p>	<p>3林班内の松林(ただし、F小班、I小班を除く。)、4林班内の松林、5林班内の松林、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班内の松林、9林班内の松林、14林班内の松林、15林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、16林班(A小班~C小班に限る。)、17林班内の松林、18林班内の松林、19林班内の松林、20林班内の松林、21林班内の松林</p>



					の松林、22林班 (C小班～E小班に限る。)、23林班 (D小班～G小班に限る。)
A-34	流シ山の松	気高郡	鹿野町	125	1林班 (I小班、J小班に限る。)、2林班 (A小班、B小班、G小班に限る。)、3林班 (A小班、B小班に限る。)、13林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)、14林班内の松林、15林班 (A小班、C小班～G小班に限る。)
A-35	日置の松	気高郡	青谷町	38	11林班 (D小班に限る。)、12林班 (A小班、B小班に限る。)、46林班 (H小班、I小班に限る。)、47林班 (A小班、B小班、D小班に限る。)、58林班 (H小班に限る。)、60林班 (C小班、E小班に限る。)
A-36	河原の松	八頭郡	河原町	(19) 290	16林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、17林班内の松林 (ただし、E小班、F小班を除く。)、18林班内の松林、19林班内の松林、20林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)、21林班内の松林 (ただし、C小班、E小班を除く。)、22林班内の松林、23林班内の松林 (ただし、F小班を除く。)
A-37	上中山の松	西伯郡	中山町	184	5林班 (B小班、C小班に限る。)、17林班 (A小班に限る。)、18林班 (B小班に限る。)、21林班 (C小班、D小班に限る。)、22林班内の松林 (ただし、I小班、J小班を除く。)、23林班 (A小班に限る。)、25林班 (H小班に限る。)、26林班 (A小班、B小班に限る。)、29林班 (B小班、C小班、F小班、G小班に限る。)、32林班内の松林
A-39	溝口の松	日野郡	溝口町	150	1林班 (B小班～D小班に限る。)、2林班内の松林、3林班 (A小班～D小班に限る。)、19林班 (E小班、H小班、I小班、K小班～O小班に限る。)、40林班内の松林 (ただし、G小班を除く。)、41林班 (C小班～H小班に限る。)、42林班 (A小班、B小班、D小班、E小班に限る。)
A-41	森の松	東伯郡	三朝町	145	54林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、55林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、56林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)、57林班 (A小班に限る。)、95林班 (E小班～K小班に限る。)
A-42	森の松	東伯郡	関金町	76	10林班 (C小班～E小班に限る。)、11林班内の松林、12林班 (B小班～G小班に限る。)、14林班 (A小班～E小班に限る。)
A-43	国府の松	岩美郡	国府町	240	1林班内の松林、2林班内の松林、3林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)、4林班内の松林 (ただし、A小班～C小班を除く。)、31林班内の松林、32林班内の松林 (ただし、F小班を除く。)、33林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。)、34林班内の松林
A-44	船岡の松	八頭郡	船岡町	114	24林班内の松林、25林班内の松林 (ただし、F小班を除く。)、26林班内の松林、72林班内の松林 (ただし、D小

						班〜F小班を除く。)、73林班内の松林(ただし、E小班、F小班、H小班を除く。)、74林班内の松林、75林班内の松林(ただし、F小班、G小班を除く。)
A-45	用瀬の松	八頭郡用瀬町		(2) 55	4林班内の松林、6林班(A小班〜E小班に限る。)	80林班内の松林、88林班(N小班に限る。)、84林班(A小班に限る。)、88林班内の松林、89林班(H小班に限る。)、92林班(H小班に限る。)
A-46	北谷の松	倉吉市		120		
A-21	庄内の松	西伯郡名和町		164	2林班(E小班、H小班、I小班に限る。)、5林班(A小班、B小班に限る。)、14林班(I小班に限る。)、15林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、17林班(A小班、B小班に限る。)、20林班(A小班〜E小班に限る。)、21林班(A小班に限る。)、22林班(D小班に限る。)、29林班(A小班〜C小班、F小班、G小班に限る。)	
A-31	会見南の松	西伯郡会見町		281	12林班(A小班、B小班に限る。)、13林班(B小班に限る。)、14林班(A小班に限る。)、15林班(A小班、E小班〜H小班に限る。)、16林班(A小班、B小班、H小班〜J小班に限る。)、17林班(A小班、C小班、G小班〜I小班、K小班〜M小班に限る。)、18林班内の松林(ただし、E小班を除く。)、19林班(A小班、B小班に限る。)、25林班内の松林(ただし、A小班、B小班、H小班を除く。)、26林班内の松林、27林班内の松林、28林班内の松林、29林班内の松林、30林班内の松林、31林班(A小班、B小班に限る。)、32林班(E小班〜J小班に限る。)、33林班内の松林(ただし、L小班を除く。)	
A-47	豊房の松	西伯郡大山町		(42) 241	8林班(F小班、G小班に限る。)、10林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、26林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、27林班内の松林、30林班(B小班、D小班に限る。)、31林班(A小班〜D小班に限る。)、33林班(A小班〜E小班に限る。)、55林班(B小班に限る。)	
A-33	西伯南の松	西伯郡西伯町		85	12林班(A小班〜C小班に限る。)、13林班(A小班、C小班、D小班に限る。)、25林班(A小班〜C小班に限る。)、38林班(A小班〜D小班に限る。)、39林班内の松林、41林班(A小班〜C小班に限る。)、43林班内の松林(ただし、A小班を除く。)	
A-48	溝口南の松	日野郡溝口町		(168) 250	4林班内の松林(ただし、A小班、E小班を除く。)、5林班(A小班、B小班、D小班〜F小班に限る。)、6林班内の松林(ただし、D小班、E小班を除く。)、16林班(A小班、B小班に限る。)、20林班(A小班〜D小班に限る。)、22林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、23林班内の松林、24林班内の松林、27林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、29林班(A小班〜C小班に限る。)、31林班(A小班、C小班〜E小班に限る。)、32林班内の松林、34林班(A小班、C小班に限る。)、39林班(A小班、G小班、L小班に限る。)、40林班(A小班、	

( ) は、特別防除実施区域内に介在する健全マツ林で内数

E小班に限る。) 、67林班 (A小班に限る。) 、69林班 (A小班、B小班、D小班に限る。)

表一 3 松くい虫被害緊急対策治山事業市町村別面積

箇	所		5箇年計画 (57年~61年) 積面
	市	町 村	
岩 美	岩 美	美 村	2.2ha
”	福 部	部 村	1.0
東 伯	東 郷	郷 村	0.7
”	羽 合	合 村	1.5
米 子			14.5
計			19.9

備考

- 鳥取市、岩美町、福部村、国府町、気高町、鹿野町、青谷町、郡家町、河原町に係る松林の林班番号は、昭和57年2月鳥取県告示第208号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。
- 八東町、若桜町、智頭町、用瀬町、船岡町、佐治村に係る松林の林班番号は、昭和56年2月鳥取県告示第189号で定めた八頭森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

- 倉吉市、泊村、羽合町、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碕町に係る松林の林班番号は、昭和59年3月鳥取県告示第178号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

- 米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、岸本町、会見町、西伯町、江府町、溝口町に係る松林の林班番号は、昭和58年2月鳥取県告示第163号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

(「附属図(松くい虫被害対策地域区分図) は、省略し、鳥取県農林水産部造林課に備え置いて縦覧に供する。)